

富士吉田市農業委員会 令和5年2月定例総会議事録

1、招集期日 令和5年2月27日（月）

2、招集場所 環境美化センター 3階会議室

3、出席委員（11名）

会長（10番） 加々美 和也、職務代理（3番）佐藤 万吉、第1番 藤井 與三郎、第2番 小俣 俊子、第4番 小俣 創、第6番 渡邊 和英、第7番 渡邊 孝治、第8番 田邊 綾子、第11番 勝俣 道明、第12番 梶原 久、第13番 宮下 師貴

また、出席した農地利用最適推進委員は6名（全員）であり、次のとおりである。
小俣 和善、眞田 眞喜雄、遠山 高雄、勝俣 敏日古、羽田 善行、舟久保 太郎

4、欠席委員

第5番 小野 利壺、第9番 権正 常夫、14番 滝口 信夫

5、議事日程

- 第一 議事録署名委員の指名について
- 第二 会期の決定について
- 第三 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第四 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 第五 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第六 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地
利用集積計画の決定について
- 第七 議案第5号 非農地通知の発出について

6、職務および説明のため出席した職員

農業委員会事務局 事務局長 小林 厚 事務局次長 加々美 繁彰
会計年度任用職員 網倉 郷美

7、開議 午後2時

○会長（議長）

それでは、ただいまから、富士吉田市農業委員会2月定例総会を開会いたします。開会にあたり報告いたします。農業委員14名の内、出席委員11名であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、過半数の委員が出席しておりますので、会議が成立する旨、報告いたします。また、同法第29条により、各地区推進委員にも出席を求めていますので、あわせて報告します。なお、小野利壺委員、権

正常夫委員、滝口信夫委員から、都合により欠席する旨の届出がありましたので報告します。

○ 議長（会長）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。これより議事に入ります。日程第一、「議事録署名委員の指名について」を議題とします。富士吉田市農業委員会会議規則第44条の規定により、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議がありませんので、議事録署名委員には、第7番 渡邊 孝治 委員、第8番 田邊 綾子 委員を指名いたします。

○ 議長（会長）

次に、日程第二、「会期の決定について」を議題といたします。お諮りいたします。会期は本日1日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

○ 議長（会長）

それでは、ここで各申請事案の審査のため、暫時休憩いたします。休憩中、各地区委員会で申請事案の審査をお願いいたします。

（午後2時2分休憩）

（午後2時5分再開）

○ 議長（会長）

休憩前に引き続き会議を開きます。それでは、お手元に配布いたしました議案について、ご審議願います。なお、審議にあたっては各地区担当委員会順に議案の審議を進めて参りますので、委員各位にはご了承をお願いいたします。

○ 議長（会長）

次に、日程第三、議案第1号、「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。第1委員会の3件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（小林 厚 君）

第1委員会の3件の議案朗読後、受理番号4の18につきましては、追認案件であ

り、現況、既に住宅敷地となっています。申請地の農地区分は、第3種であり、始末書も提出されており、許可相当と考えます。次に、受理番号4の20につきましては、一部追認の案件です。申請者は、申請地の一部を市道の拡幅用地として市に寄付するとともに、通行に支障となる「お蔵」を敷地内に移設する計画です。第3種農地であり、始末書も提出されており、許可相当と考えます。次に、受理番号4の21につきましては、こちらも追認案件となります。申請者は、学校法人ですが、申請地は、用途指定がないことから第2種農地（その他）ですが、追認案件であり、特に問題も認められないことから許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第1委員会から、補足説明がありましたら、お願いします。

○ 第1委員会委員長（藤井 與三郎 君）

第1委員会から報告いたします。2月20日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号4の18の申請地は、富士吉田郵便局の東、約150mに位置します。第3種農地であり、違法状態を解消する追認案件でありますので、許可相当と考えます。次に、受理番号4の20の申請地は、松尾神社の南東、約40mに位置します。第3種農地であり、こちらも違法状態を解消するもので、許可相当と考えます。次に、受理番号4の21の申請地は、北口本宮富士浅間神社の南東、約250mに位置します。第2種農地ですが、違法状態を解消するものであり、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第1委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第1委員会の3件について採決いたします。第1委員会の3件については、原案のとおり許可することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。次に、第2委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いいたします。

○ 事務局長（小林 厚 君）

第2委員会の1件の朗読後、受理番号4の19につきましては、申請者は、申請地にアパートを建設する計画です。第3種であり、排水等の計画も適正であることから、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第2委員会から、補足説明がありましたら、お願いします。

○ 第2委員会委員長（小野 利壹 君）

第2委員会から報告いたします。2月20日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号4の19の申請地は、富士見町会館の東、約300mに位置します。申請者は、アパートを建設する計画ですが、第3種であり、隣接農地の承諾もある等、問題はなく、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第2委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第2委員会の1件について採決いたします。第2委員会の1件については、原案のとおり許可することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第1号の農地法第4条許可申請4件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。次に、日程第四、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。第1委員会の転用許可申請2件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（小林 厚 君）

第1委員会の2件の朗読後、受理番号5の63は、譲受人は、申請地を買い受け、隣接する所有地と一体利用で、住宅を建設する計画です。第3種農地であり、特に問題はなく、許可相当と考えます。次に、受理番号5の64は、譲受人は、申請地を買い受け、隣接する住宅の駐車場及び庭として利用する計画です。第2種農地ですが、住宅の隣接地であることから特段の問題はなく、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第1委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第1委員会委員（藤井 與三郎 君）

第1委員会から報告いたします。1月20日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号5の63の申請地は、第6保育園の北、約110mに位置します。第3種農地であり、問題となる点もありませんので、許可相当と考えます。

次に、受理番号5の64の申請地は、塩釜神社の北、約100mに位置します。第2種農地ですが、選定理由は問題なく、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第1委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第1委員会の2件について採決いたします。第1委員会の2件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。次に、第3委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いいたします。

○ 事務局長（小林 厚 君）

第3委員会の1件の朗読後、受理番号5の62につきまして、追認案件ですが、借受人は、申請地を有償で借り受け、社員用の露天駐車場として利用する計画です。第3種農地であり、追認案件であることから許可相当と考えます。審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第3委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第3委員会委員（田邊 綾子 君）

第3委員会から報告いたします。2月20日に、地区委員と事務局で申請のあった

現地を確認しました。受理番号5の62は、竜ヶ丘会館の西、約40mに位置します。第3種農地であり、違法状態を解消するもので、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第3委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第3委員会の1件について採決いたします。第3委員会の1件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。次に、第5委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いいたします。

○ 事務局長（小林 厚 君）

第5委員会の1件の朗読後、受理番号5の65につきましては、申請人が申請地を買い受け、アパートの建設用地とする計画です。第3種農地であり、その他の問題もなく、許可相当と考えます。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第5委員長から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第5委員会委員（勝保 道明 君）

第5委員会から報告いたします。2月20日に、地区委員と事務局で現地を確認しました。受理番号5の65の申請地は、堂地堀公園の北、約200mに位置します。譲受人は、集合住宅を建設する計画ですが、第3種農地であり、特に問題も認められませんので、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第5委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第5委員会の1件について採決いたします。第5委員会の1件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第2号の農地法第5条の許可申請4件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。次に、日程第五、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○ 事務局長（小林 厚）

議案3号、利用権設定についてご説明いたします。今回は、設定件数は合計で9件、うち、新規は2件・5筆の3,168㎡となっています。詳細につきましては、議案をご覧いただきたいと思います。なお、新規の案件は、3番と4番でございまして、4番の借受人につきましては、昨年、ブドウ栽培のため利用権設定を受ける際に、この総会にもあいさつにお越しいただきました[REDACTED]でございます。

いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件をいずれも満たし、承認すべきものと考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは、利用権の新規設定分のうち、認定農業者の案件でない1件について、第5委員会から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第5委員会推進委員（羽田 善行 君）

第5委員会から報告いたします。2月20日に、地区委員と事務局で現地を確認しました。番号4の農地は、高齢者施設「しののめ」の東、約100mに位置します。借受人は、利用権の設定を受けて、隣接地で行っているブドウ栽培の営農拡大を図る計画ではありますが、利用権設定の要件を満たし、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの事務局説明、第5委員会推進委員からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、農用地利用集積計画の決定について採決いたしま

す。議案第3号については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第六、議案第4号「非農地通知の発出について」を議題とします。事務局から説明をお願いいたします。

○ 事務局長（小林 厚）

議案4号の非農地通知の議案を朗読いたします。―議案説明―。それでは、別紙の2点をご参照ください。対象地は、小倉山の中腹部近くですので一帯が山林であり、また、税務課の課税地目も古くから山林認定されています。現場にて申請地の境界を特定すること等は困難ですが、周辺一帯の状況から、非農地通知の発出が相当であると考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第1委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第1委員会委員（藤井 與三郎 君）

第1委員会から報告いたします。2月20日に、地区委員と事務局で現地を確認しました。事務局からの説明にもありましたが、上空写真と公図等から、本案の土地は、小倉山の中心付近に位置するとともに、周辺一帯が山林であることがわかります。

つきましては、本案の土地は、農地としての存続は困難でありますので、非農地判断が相当であると考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの事務局説明、第1委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、非農地通知の発出について採決いたします。議案第4号については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

以上で、令和５年２月定例総会に付された案件の審議は、全て終了いたしました。
その他で、委員各位から何かありましたらご発言願います。

○ 議長（会長）

それでは、事務局から報告・連絡等がありますか。

○ 事務局

（事務局から連絡・報告）

○ 議長（会長）

委員各位には長時間にわたりご審議等をいただき、ありがとうございました。これをもって、富士吉田市農業委員会２月定例総会を閉会いたします。

閉会 午後２時３０分

上記のとおり、正確なることを証するため、ここに署名する。

令和５年２月２７日

富士吉田市農業委員会

会長（議長） 加々美 和也

委 員 渡邊 孝治

委 員 田邊 綾子